

埼玉大学工学部機械工学科実習工場への試作依頼に関する申し合わせ

機械工学科実習工場運営委員会

1. この申し合わせは、工学部機械工学科実習工場に試作を依頼する場合に、工作機械の保守・修理および工具の補填を円滑に行うためのものである。
2. 「試作」とは、実験装置など本学の研究と教育に必要な物品を製作するものであり、実習工場の業務としてなすべきものに限られる。
3. 試作を依頼する場合は、製作に必要な図面および説明書などを添付し、製作担当者と十分に打ち合わせを行うこと。その後「試作依頼票」（別紙様式第7号）に所定事項を記入の上、機械工学科学科長の承認を得て、実習工場管理室に提出する。
4. 材料（治具などの間接材料を含む）および特殊な工具の経費については、依頼する研究室で負担する。
5. 図面作成（添付図面を加工図面に修正）およびNC工作機械のプログラム作成の時間は、試作加工時間に含まれる。
6. 試作依頼加工経費（1時間1,000円^{※2}×加工時間）は、年度ごとに集計し、翌年の依頼研究室の予算から理工学研究科支援室研究支援係^{※1}を通して、実習工場予算に振り替えられるものとする。なお、ワイヤ放電加工機を使用する場合は、別途ワイヤ代+消耗品代（1時間1,000円×加工時間）を徴収する。振り替えた経費は、実習工場の機械の保守・修理および消耗品などの購入に充てられる。
7. 長時間に渡る試作など、実習工場の業務に支障のあるものについては、請け負わない場合がある。
8. この申し合わせ事項は、平成10年度から適用する（平成9年12月5日決定）。

※1 平成12年4月1日：「工学部会計係」を「工学部総務係」に変更。

平成22年4月1日：「工学部総務係」を「理工学研究科支援室研究支援係」に変更。

※2 平成17年4月1日：試作依頼加工経費を「500円」から「1,000円」に修正。
（実習工場運営委員会の決定後、機械工学科学科会議で承認済）